

保険料率の見直しの検討について（経過報告）

保険料率の見直しの検討について（経過報告）

趣旨

「漁業近代化資金（以下、「近代化資金」という。）の補完融資」及び、「日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）資金との協調融資」について、制度的理由から事業資金を活用せざるを得ず、同一の設備等に係る融資の中で、或いは協調融資の相手方の違いで異なる保険料率が適用されている実態がある。これらの事業資金について、近代化資金の保険料率を適用する見直しを行い、漁業者等の負担及び持続的な制度運営に十分配慮しつつ、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図ろうとするものである。

適用範囲

1. 近代化資金の補完融資の事業資金
近代化資金の融資上限や融資割合等などの制度的理由によって近代化資金ではなく、事業資金扱いとなる補完融資であって、同一の「近代化資金借入申込書の資金計画」（以下、「資金計画」という。）に基づく借入（5号資金除く）であり、同一の設備投資に係る事業資金の借入であること。
2. 公庫資金との協調融資の事業資金
公庫が融資する漁業経営改善支援資金（経営改善）と融資対象を同一とする事業資金による協調融資であって、長期運転資金以外のもの。
3. 資金使途
対象を設備資金としている。
これは、養殖運転資金等を対象とする近代化資金（5号資金）の併せ融資については、近代化資金の対象とならない使途の資金が混在していることから、当該資金を対象から除外したことに伴うもの。

今後のスケジュール

令和7年

- 10月 ・ 本取組について各協会へ周知
・ 協会側のシステム修正に向け、全国協会と必要に応じて事務打ち合わせを実施
- 12月 ・ 料率算定委員会・業務運営の検証委員会

令和8年

- 1月 ・ 料率算定員会の審議結果を主務省（水産庁、財務省）へ説明
- 2月 ・ 運営委員会開催（業務方法書変更について審議）
- 3月 ・ 主務省へ業務方法書の変更案提出
- 3月末・業務方法書の変更認可
- 4月 ・ 本件適用開始

